

◎令和元年 6 月 農業委員会議事録

開 催 日 時 令和元年 6 月 1 0 日 (月) 午前 9 時 0 0 分

開 催 場 所 嘉島町役場 3 階中会議室

農業委員出席者 下田 司 佐藤美代子 村上卓也 本田博士
岡 牧生 齊藤 進 岩永俊夫 福永哲夫
松永雄治 吉田二郎 山内秀一 森田義美
森下文夫 榮 恵 林田 篤

農業委員欠席者 友田 廣 高木勝美

事務局出席者 高田克明 河原まり 柿本桃花

1 開 会 高田事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、山内秀一委員、森下文夫委員を指名する。

4 議 事

- 1) 議案第 1 0 号 農地法第 3 条の許可申請について
- 2) 議案第 1 1 号 農地法第 4 条の許可申請について
- 3) 議案第 1 2 号 農地法第 5 条の許可申請について
- 4) 議案第 1 3 号 農用地利用集積計画承認申請について
- 5) その他

5 閉 会

○議案第 1 0 号 農地法第 3 条の許可申請について
議 長 それでは議事に入らせていただきます。

議案第 1 0 号農地法第 3 条の第 1 項の規定による許可申請が 1 件
あっております。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第10号1枚めくっていただきまして、この案件は5月に行われました総会において買受適格証明願について審議したもので、その後申請人が競売にて落札されたため、今回3条の許可申請を提出されました。議案の説明に入らせていただきます。

番号1。申請人。譲渡人については、プライバシー保護のため表示しておりません。譲受人。御船町大字高木〇〇〇〇番地〇〇。〇〇〇〇。申請物件は、大字上六嘉字苗床地番〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積778㎡。申請理由は譲受人の農業経営規模の拡大によるものです。次のページをお開きください。

続きまして、整理番号1の検討事項について説明します。

まず、申請地は児童公園仮設団地の南東側に位置する農地で、位置図の申請地と書いてある部分になります。

前のページに戻っていただきまして、申請理由につきましては、譲受人の農業経営の規模拡大をしたいとの意向があります。今年の5月に買受適格証明を受け、公売会にて農地を取得されましたので今回の申請となります。

では、本議案について申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず、申請農地は小作契約が結ばれておりませんので使用収益権について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取、地元農業委員である〇〇委員と現地調査をした結果、現在保有している農地は全て効率的に利用されていますが、今回の申請地につきましては耕作放棄地となっていることが確認されております。そのため、譲受人には口頭で当該地を耕作するよう指示し、権利取得後の農地についても、米・麦・大豆等を栽培する計画に必要な農機具及び労働力の確保と農地の効率的な利用について継続して指導することといたします。

次に、譲受人の農作業情事従事要件については、農作業に常時従事している旨の記載が申請書にあるため要件を満たすものと判断します。

次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積は下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が8,734㎡であるため問題ありません。

最後に地域との調和要件についてですが、取得後は米・麦・大豆を

中心に耕作する予定であり、また、申請書にも周辺の農業経営に影響が無いように耕作する旨の記載があるため問題ないと判断します。
以上で説明を終わります。

議 長 ただいま詳しい説明がありましたが、この件につきましてご意見
ご質問ございませんでしょうか。

委 員 ありません。(委員一同)

議 長 何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第11号 農地法第4条の許可申請について

議 長 続きまして、議案第11号農地法第4条の規定による農地転用の
許可申請が1件あっております。
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 はい。議案第11号の冊子をお開きください。この案件は〇〇〇
〇〇〇〇が農業経営基盤強化準備金制度を活用し、農機具格納庫の
建築を計画されたものです。この制度は土地の購入と建物の建築を
同時にすることができないため、平成30年9月の嘉島町農業委員
会総会において農地法第3条の許可申請で承認を得て農地を取得さ
れまして、今回農地法第4条の許可申請にて農業用施設の建築を計
画するものでございます。通常であれば、本庁では農地の取得後は、
3年3作の指導をしておりますが、このような状況でありましたの
で、農地取得後約1年後に農地法第4条の転用の申請をされる旨、
平成30年9月の総会にて、農業委員さんの理解を得ております。

番号1。申請人。嘉島町大字上島〇〇〇番地。〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇。申請物件は、大字上島字四郎丸〇〇〇番地。台帳地目、
田。現況地目、田。面積3,013㎡。申請理由は農業用施設。施
設の概要は生産資材格納庫・農機具格納庫・農機具部品庫・農薬庫
です。農用地区域については、農用地区域内ですが農業用施設用地
である旨の証明があります。隣接同意書および資金証明書がありま

す。開発許可については不要です。地元委員は〇〇〇〇委員でございます。

1枚めくっていただきまして位置図を添付しております。JAかみましきの東側2枚目の田になります。続いて、1枚めくっていただきまして字図を添付しております。1枚めくっていただきまして、建物排水計画書を添付しております。雨水について、集水桝を設置し溜桝を経て西側排水路に放流されます。

番号1についての説明は以上です。

議長 次に、地元委員であります〇〇委員から報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。
申請地は、嘉島農振計画において農振農用地区域と定められた農地と思われま。

営農上の支障についてですが、日照・通風等において支障はないものと考えます。

周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われま。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし地元委員の説明を終わります。

〇〇委員 あの、補足説明ですがいいですか。

議長 はい。

〇〇委員 〇〇〇〇〇〇から、補足説明ということで事業の計画がですね今月の中ごろから土地をかき上げしてやる予定です。7月いっぱいには盛り土を完成させて、その後建物はちょっと遅れて10月以降になるかも知れませんが、その予定で計画しています。あの辺の道路を通ることがあるかもしれませんがご了承いただきまして、また近隣の人にも何かありましたら、ご通知よろしく申し上げます。
以上です。

議長 続きまして、事務局より検討事項につきまして説明をお願いします。

と字図を添付しております。1枚めくっていただきまして計画平面図を添付しております。生活雑排水や汚水については既設の下水道につなげられます。

以上で説明を終わります。

議 長 次に地元委員であります、○から説明いたします。
先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。
申請地は、上島集落内にある未整備農地であるため農地区分としては第2種農地になると思われます。
周辺の土地利用からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。
委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。
続きまして、事務局より検討事項につきまして説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明します。
農地区分につきましては、上島集落内の10ha未満の未整備農地でありますので、第2種農地と判断できます。
営農上の支障につきましては、周辺に農地がないため問題ありません。
総合的に判断した結果、計画面積は500㎡未満であり、周辺農地への影響もないことから申請は許可相当と判断します。
事務局からは以上です。

議 長 委員および事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
それでは、承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。
続きまして、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。番号2について説明させていただきます。
この案件は、5月に行われました嘉島町農業委員会総会において、買受適格証明願について審議したもので、その後申請人が競売にて落

札されたため、今回5条の転用許可申請を提出されたものです。

申請人の譲渡人についてはプライバシー保護のため表示しておりません。譲受人。熊本市東区南町〇〇番〇〇号。〇〇〇〇。申請物件は、大字上六嘉字鈴町〇〇〇〇番地〇。台帳地目、田。現況地目は宅地。面積191㎡。申請理由は個人住宅。施設の概要は木造平屋建て。農用地区域でない旨の証明があります。隣接同意書は不要。資金証明書はあります。開発許可は不要です。地元委員は〇〇〇〇委員です。

1枚めくっていただきまして、位置図を添付しております。嘉島町児童公園の南側、申請地と示しているところです。続いて1枚めくっていただきまして、字図を添付しております。生活雑排水や汚水については既設の合併処理浄化槽により処理されます。

番号2についての事務局からの説明は以上です。

議 長 続きまして、地元委員であります〇〇委員から説明をお願いします。

〇〇委員 この案件は5月10日に行われました、嘉島町農業委員会総会において、買受適格証明願について審議したもので、平成31年4月12日に事務局と現地を確認しております。

申請地は、西村集落内の未整備農地ですが、10ha以上の規模の一段の農地の区域内にありますので、第1種農地と思われます。

営農上の支障についてですが、現況は宅地であり建物が建っている状態ですので、支障はないものと考えます。

個人住宅ということで、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より検討事項につきまして説明をお願いします。

事 務 局 はい。それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、西村集落内の未整備農地ですが、10ha以上の規模の一段の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断できます。

通常、第1種農地は転用することは出来ませんが、集落内にあり、

現況は宅地であります。申請人は、家庭用に既存の住宅を利用したいとのことです。事業費については、全額自己資金により対応されるものでございます。

総合的に判断した結果、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断できます。

事務局からは以上です。

議長 委員および事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

それでは、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第13号 農用地利用集積計画承認申請について

議長 続きまして、議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が2件っております。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、議案第13号について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定等の計画が2件の2,282㎡です。

それでは議案書の一覧表2ページをご覧ください。区分・期間・借り手氏名・現経営面積・利用権の設定面積・合計・備考の順に説明をしていきます。

賃借権の設定、10年。○○○○。2件。205,000㎡。田の2,282㎡。207,282㎡。新規でございます。

次、個別に説明をいたします。3ページを見ていただきたいと思います。利用権の設定者・区分・利用権を設定する土地・利用内容・期間・反当りの小作料の順に説明をしていきます。○○○○。○○○。新規。鯉字無田○○○番地。田の642㎡。水稻。10年。1筆当たり小作料が7,000円でございます。

次、4ページをお開けいただきたいと思います。〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。鯉字無田〇〇〇番地。田の1, 640㎡。水稻。10年。1筆当り90KGです。物納でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で議案第13号の説明を終わります。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。何も無いようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。本日提案されました案件は、すべて終了いたしました。続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かございませんでしょうか。
なければ事務局から何かございますか。

事務局 来月の総会は7月10日の水曜日で9時半からでよろしいですか。

議長 7月は10日の9時半からでよろしいでしょうか。
それでは、本日の農業委員会はこれもちまして閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成31年6月10日

会長 下田 司

委員 山内 秀一

委員 森下文夫